

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示

訪問看護いまばりは、看護師等がオンライン資格確認により、利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得したうえで訪問看護の実施における計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

DXとは「デジタルトランスフォーメーション」の略で、デジタル技術を用いて業務やビジネスモデルを根本的に変革し、新しい価値を創造することを指します。

算定内容：訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円／月

施設基準

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定するオンライン請求を行っていること
2. 健康保険法第三条第十三項に規定するオンライン資格確認を行う体制を有していること
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項や、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
4. 3 の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること

医療 DX を通じた、質の高い医療を提供するために、ご協力をお願いいたします。

2025 年 9 月 30 日

訪問看護いまばり